

北海道高等教育研究所

ニュースレター 第26号

発行日 2025年4月10日

発行：北海道高等教育研究所

〒047-0033 小樽市富岡2-33-22 山口博教 気付

E-mail z00161@hokusei.ac.jp ホームページ <http://jinken-net.org.heri/>

目次

- ◆ 定例研究会 2024年6月25日開催
- ◆ 年度理事会 2025年3月22日開催
- ◆ 定例研究会 2024年3月22日開催
- ◆ 日本学術会議法案の国会提出を撤回し、会員6名の任命拒否理由と復帰を求める声明文

2024年度第2回研究会 6月25日開催 於札幌学院大学新札キャンパス405教室

(司会：寺本理事、ZOOMホスト：片山一義、札幌学院大学教授)

講師：光本滋北海道大学教育院教授、演題：「北海道の大学の役割と高等教育政策の検討」

今回の報告は、研究所理事で事務局を担当して頂いている光本教授に、道内の大学・高等教育機関の歴史的役割と現代の課題について解説してもらいました。以下の項目で解説が行われました。

はじめに—報告の目的と課題

1. 高等教育政策
2. 北海道の大学に対する影響 (1)北海道の大学に対する影響、(2) 中教審による2040年の大学の推計、(3)高等教育関の連携をめぐって
3. 北海道の大学の歴史をどのように描くか (1)『北海道現代史』の高等教育像、(2)高等教育計画の主体をどこに見出すか
4. 大学問題が教育要求と結びつくとき

終わりに

参考文献：光本滋「設置基準「改正」で大学はどうなるか」、民主教育研究所編『人間と教育』No.118、旬報社、2023年 6月他

報告ポイントとして、1. では2024年7月19日に公表された中教審大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会報告に対する批判と、それに対する光本教授の対抗軸の提示です。次に2. では北海道の高等教育の状況の特徴について、格差の存在が指摘されました。①男女間格差、②私大における大学間格差、③大学進学者の地域就学率の高さ（道内6割）。経営目的による「選択・集中」ではなく、大学コンソーシアム等の自主的な連携が追求されるべきと指摘しています。3. では教授が編集に携わっている道庁総務部道史へんさん室『北海道現代史 資料編3（社会・文化・教育）から、戦後の北海道高等教育史が紹介され、この中で国庫助成金に関する全国教授会連絡協議会が果たした役割についての整理とまとめの必要性が指摘されています。4. では全国、特に

四万十市における看護学部誘致の失敗と住民運動の中で「下田中学校・旧下田医学研究所有効活用検討会」による新たな方針決定が行われたことが紹介され、高等教育と住民の教育要求の結合がいかに大事かということが、強調されました。

2024 年度年度理事会 2025 年 3 月 22 日開催 於札幌学院大学新札キャンパス 405 教室

(参加者 19 名：会場参加 9 名（途中退席 1 名）、ZOOM 参加 6 名、欠席・議事委任通知 4 名)

・開会挨拶：市川共同代表、司会：酒井理事、ZOOM ホスト：井上大樹（札幌学院大学准教授）

I. 報告事項

①『所報』1～3号を以下の機関に発送しました。旭川大学図書館（浅川理事の依頼）、高等教育計画経営研究所（姉崎共同代表の依頼）、藤女子大学庄井良信教授（次回研究会報告依頼者）、赤旗編集局（市川共同代表へのインタビュー関連）

②研究所ニュース第26号を刊行準備中です。

③小樽短大の土地売却契約が終了し、株式会社 JSC（多文化共生学園）が2026年4月から日本語学校、2027年からは介護学科と観光学科の専門学校開設を計画し、現在準備中です。JSC は楊尚勇社長が率いる株式会社京櫻の小会社で、本社が千葉県佐倉市にあり、支社を東京、盛岡、中国（上海事務所と重慶事務所）に置いています。小樽の専門学校開設には、岡部眞明氏（元文科省職員）と三浦陽子氏（岩見沢市の歯科）が担当し、両者とも小樽市出身のことです。

以上、3月13日に山口が共育の森学園間宮理事長を明峰高校に訪問し、伺ってきました。詳細は「入り船校舎の活用に向けて」、共育の森学園「通信」第4号、2025年2月27日、同「理事長室便り」2月号、2025年2月28日）を参照して下さい。

II. 協議事項

①「会計年度」（研究所規約第Ⅲ章「会計」第5条1.）の変更について以下のように審議し、決定しました。

「会計年度は4月から翌年の3月とする」⇒「会計年度は7月から翌年の6月とする」、変更理由は4月の総会報告では時期が遅いこと、道私大教連の会計に合わせること、以上の2点です。

②日本学術会議法人化法上程に反対する声明文について審議し、さらに修正点をメールで出してもらい決定します。（目次4に掲載）

③事務局員（監事）として、正木卓酪農学園大学准教授（道私大教連）を選任しました。

III. 打合せ事項

①次年度へ向けた総会及び次回定例研究会と公開講演会（研究所創設 10 周年記念）を開催します。

・閉会挨拶：ZOOM の時間切れで、省略

2024 年度 2 回研究会 2025 年 3 月 22 日開催 於札幌学院大学新札キャンパス 405 教室

(参加者 14 名：会場 8 名、ZOOM 参加：6 名(含個人会員)、司会：大坊理事、ZOOM ホスト：井上札幌学院大学准教授)

講師：元北海道専修短期大学長 寺本千名夫、

演題：「地域密着型大学・短大をめざして—釧路短期大学・帯広大谷短期大学を事例として—」

第2回研究会の講師は当研究所の理事の寺本先生に依頼しました。寺本先生はこれまで旭川大学の公立化に関する調査を行ってきましたが、同時に道東における短期大学の動向にも目を配っていました。今回の報告は、この問題に焦点が当てられています。道央圏の短期大学は受験性の減少が続けていて、ここ1~2年で募集停止を決めた大学が出てきました。（深川の北海道拓殖大学短期大学と札幌の北星学園大学短期大学部）。道東の状況について、寺本先生は道央圏とは相違することに注目し、以下の報告が行われました。講演原稿の目次を紹介します。

はじめに一釧路管内と十勝の管内の自治体と人口の動向、

A. 釧路短期大学について

- I. 釧路短期大学の概要と開学60周年の歴史と特色
- II. 現在の学科構成（生活科学科生活科学専攻、生活科学科食物栄養専攻、幼児教育学科）
- III. 地域密着型短期大学として「地域」をいかに学ぶか、1. 講義として、2. 実習として一地域を学ぶことの一環
- IV. 就職支援、1. 1年次4月から就職支援、2. 就職目標と実績
- V. 奨学金等
- VI. 釧路短期大学の周辺地域との提携・交流活動、1. 附属図書館主催による地域開放活動、2. 釧路短期大学生涯教育学習センターによる交流・提携活動（標茶町と）

B. 帯広大谷短期大学について

- I. 簡単な沿革
- II. 学科・コース・専攻（地域共生学科キャリアデザインコース、地域共生学科食と栄養コース）、社会福祉科（子ども福祉専攻、介護福祉専攻）、看護学科（3年制）
- III. 様々な支援（社会人入学、進路支援、奨学金、学費の分割払い）
- IV. 地域密着型奨学金（*社会人学び直し支援奨学金、*ふるさと介護福祉士育成支援事業（音更ふるさと奨学金））、V. 帯広大谷短期大学地域連携センターと音更町との連携、I. 音更町・帯広大谷短期大学共同生涯学習プログラムーOOJC オープンカレッジ（社会人講座、子ども講座、映画会、特別企画：リトミックコンサート）を10年以上継続、II. 音更町ふるさと介護福祉士・保育士・看護師育成支援事業に町が単独予算を付与している。

まとめー地域密着型の展開が実を結んだ事例である。

以上の道東における二つの短期大学について説明が行われました。両短大とも管内からの受験生が圧倒的多数であり、また卒業後の就職もほぼ管内でまかなわれるということです。特に、帯広大谷短期大学の就職率は希望者の100%に達するということでした。これらは、寺本先生が両短期大学に足を運び、学長と面会し直接説明を受け、さらに現地の大学図書館での資料に当たって得た情報にもとづくものです。まだ未解明な点があるところで、今後さらに調査を進めるそうです。

日本学術会議法案の国会提出を撤回し、会員6名の任命拒否理由と復帰を求める

声明文

2025年4月10日北海道高等教育研究所

理事会共同代表：

姉崎洋一北海道大学名誉教授、市川治酪農学園大学名誉教授

政府は現在開催中の第217開通常国会において、日本学術会議をこれまでの政府から独立した組織から特殊法人へ変更する法案を提出している。この法案及びそれについての政府の概要説明を見ると、その内容にはこちらで下線を付けた部分を含め、以下に見る重大な変更点が含まれている。まず、この法案では、前文が削除されている。理念や歴史的経緯にあえて触れない者になっている。その上で、会議の設置目的・基本理念について以下の点を挙げ、法人規定を定めている。

- ・「学術の向上発達」、「社会の課題の解決に寄与すること」（第1章総則 第1条（目的））、「その運営における自主性及び自立性に常に配慮しなければならない。」（第2条）、「会議は法人とする。」（第3条）、「会議の資本金は、（中略）政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。」（第5条）

この法案提出の「背景と必要性」についての政府の概要説明では、「独立した法人格を有する組織（特殊法人）」とする法制が検討された結果であることが記されている。また提出された法案では、これまでの法制にはなかった以下の機関を置くこととされている。

- ・「会議に、日本学術会議会員、総会、会長、副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会、及び運営助言院会を置く。」（第2章第1節第8条）、「会議役員は、会長、副会長及び幹事とする。」（同2）
- ・「会員候補者選定委員会は、次に掲げる業務を行う。1. 会員候補者の選定、2. 選定方針の案の作成」（第25条）
- ・「選定助言委員会は、次に掲げる業務を行う。1. 選定方針の案の作成に関し、会員候補者選定委員会に対し意見を述べること。（中略）3. 選定助言委員は、科学者（会員その他内閣府政令で定める者を除く）であって、（中略）内外の社会情勢又は産業もしくは国民生活における（中略）広い経験と高い見識を有する者のうちから、総会が選任する。」（第26条）

ここに見られるように、これまで会員が次期会員を選出してきた従来の方法に代え、会員以外の者が影響を及ぼすことを可能とする道を開く内容となっている。また監事の新たな役割が以下のように規定され、その役員の選定には重大な変更点が含まれている。

- ・「監事は、会議の業務を監査する。」（第19条）、「役員、役員以外の会員又は職員について、不正の行為（中略）、または（中略）法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を（中略）当該各号に定める者に報告しなければならない。1. 役員に係る場合、会長、総会及び内閣総理大臣、2. 会員の場合、会長、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣、3. 職員の場合、会長及び内閣総理大臣」（第20条）
- ・「監事の人数は二人とする。」（第23条1）、「監事は、会員以外の者から、内閣総理大臣が任命する。」（同2）

さらに役員に対し、「それぞれの任務を怠ったときの損害賠償責任」（第33条1.）と「秘密保護義務」（同2.）が新たに付されている。合わせて「中期的な活動計画等」に関する以下の規定では会議運営計画の提出が必要とされ、内閣府に置かれた日本学術会議評価委員会による意見表明が行われる。その結果、内閣府がその活動に関与できる道が開かれることになる。

- ・「6事業年度についての会議の業務運営に関する計画（「中期的計画」）を定めなければならない。」（第4章第42条1.）、その時には「日本学術会議評価委員会の意見を聴かなければならない。」（同3.）
- ・「内閣府に、日本学術会議評価委員会を置く。」（第51条1.）、「日本学術会議評価委員会は（中略）、自己点検評価の方法及び結果について、調査審議し、会議に対して意見を述べること。」（同2.の1）、「中期的な活動計画について、会議に対し意見を述べること。」（同2.の2.）

このように日本学術会議法の法律改定の狙いは、会議の活動内容全体を管轄する内閣府の影響下に置くものであり、この結果、日本学術会議がこれまで有していた「運営の自主性と自律性」を損なうものである。また、2020年に菅義偉首相（当時）が起こした学術会議会員6名の任命拒否の場合と同じように、日本学術会議の独立性と「学問の自由」を奪い、学術体制を根本から歪めるものとなることが予想される。

日本学術会議の26期法学委員会が3月17日に取りまとめた「日本学術会議に対する意見書」では、この法案がナショナル・アカデミーの5要件の保障（①国を代表する機関としての地位、②公的資格の付与、③安定した財政基盤、活動面での政府からの独立、④会員選考における自主性・独立性）に反するものであることを明確にしている。

さらに日本の学術会議に該当する世界各国の多くのナショナル・アカデミーは、政府からの独立性と政府による財政的支援が保障されている。今政府が構想している法人化は、このような国際的潮流から大きく逸脱するものと言わざるをえない。

以上のことから私たちはこの法案を撤回し、6名の会員の任命拒否の理由を公表するとともに、日本学術会議への復帰を強く求めるものである。